

平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費 補助金について

AGCガラスプロダクツ株式会社

2016年3月25日作成
2016年4月 1日加筆
2016年6月 1日加筆
2016年7月 7日加筆



AGC

概要について

事業趣旨

本事業は、住宅の省エネ化を図るリノベーションを促進するために、**既築住宅の所有者等による高性能な断熱材や窓等を用いた断熱改修を支援すると共に、戸建住宅においては、この断熱改修と同時に行う高性能な家庭用設備(高効率給湯機等)の導入・改修支援も行うものである。**

事業内容

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が指定する要件で住宅の省エネ化を図るリノベーションを行う者に対して、その費用の一部を補助する。

事業規模

補助金名:平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金

一次公募

二次公募

三次公募

四次公募

事業規模:・戸建住宅向け	約18億円	約18億円	なし	なし
・集合住宅(個人)向け	約2億円	約2億円	なし	なし
・集合住宅(全体)向け	約60億円	約30億円	10億円	未定

(注1) ただし、戸建住宅、集合住宅(個人)・集合住宅(全体)の申請状況に応じて、それぞれの予算額の増減を行う場合がある。

(注2) 三次・四次公募の事業規模は未定

申請スケジュールについて

スケジュール

	申請期間	
	戸建住宅 集合住宅(個人)	集合住宅(全体)
一次公募	平成28年3月31日(木) ～ 平成28年6月9日(木)17:00必着	平成28年3月31日(木) ～ 平成28年4月28日(木)17:00必着
二次公募	平成28年6月10日(金)～8月31日(水)	平成28年6月10日(金)～6月30日(木)
三次公募	—	平成28年7月4日(月)～7月15日(金)
四次公募	—	平成28年7月19日(火)～7月29日(金)
申請の審査・選考	到着順 に審査を行う。 事業規模に達した場合は申請期間内であつても公募を終了する。	申請期間内に到着分において、審査委員会により 審査・選考 を行い、省エネ率当たりの事業単価および事業規模の小さい、上位のものから採択する。

■ 「補助事業実績報告書」提出期限（共通）

事業完了日から換算して30日以内または一次・二次公募の場合は平成29年1月16日(月)、
三次・四次公募の場合は1月31日(火)のいずれか早い日

申請者について

申請者の資格

1.戸建住宅・集合住宅(分譲)の所有者。下記A～Cの条件を全て満たす場合に限る。

- A.申請者が常時居住する住宅であること。(住民票に示す人物と同一であること)
- B.専用住宅であること。(店舗等と居住部分が同一住宅の場合、エネルギーを分けて管理できていること。及び断熱工事においても区分されていること)
- C.申請時に申請者自身が所有していること。

2.集合住宅(分譲)の管理組合等の代表者

集合住宅(分譲)の場合は、下記A・Bの条件を全て満たす場合に限る。

- A.原則、当該集合住宅の全戸を改修すること。
- B.改修する住戸に常時居住する住民がいること。

3.個人・法人の所有者 戸建住宅[賃貸・社宅等] 集合住宅(全体)[賃貸・社宅等]

- A.申請者が当該建物を1棟全て所有していること。区分所有の場合は不可とする。
ただし集合住宅の場合、改修箇所は1戸 からでも可とする。

4.転売物件(戸建住宅・集合住宅(分譲))を購入し、所有を予定している者。

下記A・Bの条件を全て満たす場合に限る。

- A.申請者は転売物件を購入後の所有者とし、交付申請時には、売買契約が締結されていること(交付申請時に住民票が移されていない場合は、売買契約書により居住予定者であることが 確認出来ること)。ただし、当該契約内で断熱改修工事に係る契約が含まれていた場合は事前契約とみなし、補助対象外とする。
- B.「補助事業実績報告書」提出時に、当該住宅住所の住民票が提出できること。

(注1) リース事業者等との共同申請を認める。ただし、原則、補助対象となる一連の工事全てがリース対象として、一括で契約されていること。

(注2) 申請する住宅の所有権が複数名に存在する場合は、所有者全員の連名で申請すること。
ただし、管理組合等の代表者が申請者の場合はこの限りではない。

事業の要件 ①

事業の要件

以下の要件を**全て満たす事業**を対象とする。

1. 既築住宅等の改修において、SIIに登録された高性能建材(ガラス・窓・断熱材)を導入し、**住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減**が見込まれること。
2. 改修によるエネルギー計算結果は、「**エネルギー計算結果早見表**」に従うこと。
3. 2.以外で改修を行う場合は、SIIに認められた計算式に則り、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上を削減する計算書を添付し、申請すること。
4. **交付決定通知日以降に契約・工事着工すること。**
5. 補助事業に係る工事は、補助事業の「**交付決定通知書**」に記載する**交付決定通知日以降に契約・着工(工事着手)すること**。交付決定通知日より前に契約・着工した場合は、事前契約・着工とみなし、これを認めない。また、工事契約の中で本事業に関わる断熱工事以外の工事(対象外工事)を含む場合も一連の工事と判断し、対象外工事の部分であっても事前契約・着工をした場合は、原則これを認めない。
6. 高性能建材の性能が損なわれないように、適切に施工されていることが確認できること。

事業の要件 ②

事業の要件

7. 工事完了日から30日以内又は平成29年1月16日(月)のいずれか早い日までに、「補助事業実績報告書」を必ず提出できること。なお、事業完了日は、申請内容に係る一連の工事が完了した日もしくは補助対象工事を含む一連の工事の支払いが完了した日(領収書の日付)のいずれか遅い日とする。「補助事業実績報告書」の提出期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたものとみなすので注意すること。
 8. 個人の申請者が、集合住宅[分譲]の区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められていること。
 9. 管理組合等が集合住宅の改修を行う場合、原則全住戸の改修と共に非住戸部の改修を行うことも可とする。ただし、非住戸部のみの改修は不可とする。
 10. 管理組合等が集合住宅の改修を行う場合、対象製品を用いた改修の意思決定が、平成27年12月18日以降であることが議事録等で確認出来ること。
ただし、改修の意思決定が平成27年12月18日以前であっても、補助制度の活用を前提とする改修の意思決定が行われている場合は、この限りでは無い。
- ※ 新築およびオフィス、ホテル等の業務用建築物は補助対象外とする。
 - ※ 集合住宅(全体)の非住戸部とは、エントランス、ロビー、ゲストルーム、集会所、管理人室等をいう。倉庫、駐車場等は対象外とする。
 - ※ 申請書類に不備・不足がある場合は、原則、申請は受理されない。

対象製品と補助対象費用について

対象となる製品

1. 住宅の省エネ改修に有効な高性能建材・設備としてSII定める要件を満たした製品。
2. 未使用品であること。

■対象製品 高性能建材 : ガラス、窓、断熱材
高性能設備 : 蓄電システム、高効率給湯機

※高効率給湯機以外は、SIIに製品型番が登録されている製品であること。

補助対象となる費用

1. 費用区分

補助金交付の対象となる費用は、次のA・Bに該当するものとする。

A.材料費

対象製品の購入費用

B.工事費

対象製品の設置取付と一体不可分の工事費用

2. 補助対象費用の算定等

補助対象費用は、材料・工事費共に本補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの市場流通価格等を基準に算定すること。

3. 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金の対象費用が含まれないこと。

「省エネリフォーム税制」との併用は各税務署の判断による。

地方自治体の補助金との併用は可。

対象製品の要件 ①

ガラスの要件

- ① U値が2.33以下の製品であること。
以下の通り、ガラス中央部の熱貫流率による分類を設け区分する。
 - ・Aグレード：U値1.50以上、2.33以下のもの。
 - ・Sグレード：U値1.50未満のもの。
- ② 原則、JIS認証(JIS R 3209)を取得した製品であること。
 - ・過去3年以内に認証(認証維持審査によるものを含む)を受けているもの。(複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする)。
 - ・ただし、JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる(性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められる)製品(以下の1又は2に該当する製品)は対象とする。

窓の要件

- ① U値が2.33以下の製品であること。
ただし、内窓の場合は外窓と合わせてU値が2.33以下であること。又、この場合のU値は、外窓をアルミの枠と単板ガラスを想定して算出すること。
 - ② 原則、JIS認証(JIS A 4706)を取得した製品であること。
 - ・複数の工場がある場合は代表工場の認証書で可とする。
 - ・ただし、JIS認証を取得した製品と同等以上の性能を有することを確認できる(性能担保等や品質管理体制が確立されていると認められ、第三者機関による品質性能試験報告書が提出できる)製品は対象とする。
- ※ テラスドア、勝手口ドア等は、ドアに組込まれたガラス部分がドア面積の50%以上であり、上記登録要件を満たす場合のみ登録可とする。

AGC旭硝子の対象製品（ガラス）

AGC旭硝子「平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金」対象製品

1. ガラス

製品区分	製品名	グレード (中央部の熱貫流率 [W/m ² K])		Low-E バリエーション				
				アクアグリーン	ピュアクリア	シルバー	プレミアムクール	トリプルクール
リフォーム 専用製品	ペヤプラス (アルゴンガス入り) <ガス入Low-Eアタッチペア>	Sグレード (1.50未満)	型番	GAG012YS	GAG032YS	—	GAG072YS	GAG092YS
			中空層	10ミリ以上	11ミリ以上	—	10ミリ以上	10ミリ以上
	Aグレード (1.50以上 ~2.33以下)	型番	GAG022YA	GAG042YA	GAG062YA	GAG082YA	GAG102YA	
		中空層	5~9ミリ	5~10ミリ	6~12ミリ	5~9ミリ	5~9ミリ	
	ペヤプラス・エア <Low-Eアタッチペア>	Aグレード (1.50以上 ~2.33以下)	型番	GAG011YA	GAG021YA	GAG031YA	GAG041YA	GAG051YA
			中空層	8ミリ以上	8ミリ以上	8ミリ以上	8ミリ以上	8ミリ以上
ペアスマート (クリプトンガス入) <薄型Low-Eペア>	Aグレード (1.50以上 ~2.33以下)	型番	GAGS13NA	—	—	—	—	
		中空層	4ミリ	—	—	—	—	
汎用品ガラス	サンバランス (アルゴンガス入) <ガス入りLow-Eペア>	Sグレード (1.50未満)	型番	GAG012NS	GAG032NS	GAG052NS	GAG072NS	GAG092NS
			中空層	10ミリ以上	11ミリ以上	13ミリ以上	10ミリ以上	10ミリ以上
	Aグレード (1.50以上 ~2.33以下)	型番	GAG022NA	GAG042NA	GAG062NA	GAG082NA	GAG102NA	
		中空層	5~9ミリ	5~10ミリ	6~12ミリ	5~9ミリ	5~9ミリ	
	サンバランス <Low-Eペア>	Sグレード (1.50未満)	型番	GAG011NS	GAG031NS	—	GAG071NS	GAG091NS
			中空層	14ミリ以上	15ミリ以上	—	14ミリ以上	14ミリ以上
Aグレード (1.50以上 ~2.33以下)	型番	GAG021NA	GAG041NA	GAG061NA	GAG081NA	GAG101NA		
	中空層	8~13ミリ	8~14ミリ	8~16ミリ	8~13ミリ	8~13ミリ		

AGC旭硝子の対象製品（まどまど）

AGC旭硝子「平成27年度補正予算 住宅省エネリノベーション促進事業費補助金」対象製品 2. 内窓

製品区分	製品名	開閉形式		ガラス構成		
				Low-E複層ガラス (ガス入り)	Low-E 複層ガラス	複層ガラス (注)
内窓	まどまど	引き違い窓	型番	W06A01H	W06A02H	W06A03H
			中空層	4ミリ以上	4ミリ以上	6ミリ以上
		開き窓	型番	W06A04T	W06A05T	W06A06T
			中空層	4ミリ以上	4ミリ以上	6ミリ以上
		FIX窓	型番	W06A07F	W06A08F	W06A09F
			中空層	4ミリ以上	4ミリ以上	6ミリ以上
		テラス窓	型番	W06A10D	W06A11D	W06A12D
			中空層	4ミリ以上	4ミリ以上	6ミリ以上

※上記対象製品は、変更となる場合がございます。

(注) 組子付き複層ガラスの場合は空気層が5ミリになるため、補助金対象外となります。
ご注意ください。

対象製品の要件 ②

断熱材の要件

- ① 入値(熱伝導率)が0.041以下の製品であること。
ただし、天井断熱工事に用いる吹込み断熱材においては、R値(熱抵抗値)2.7以上の製品であること。
- ② 原則、JIS認証を取得した製品であること。

蓄電システムの要件

高性能な建材を用いた断熱改修と同時に導入する蓄電システムであること。
蓄電システムの対象範囲は、蓄電池部、蓄電システム、計測・表示装置、キュービクル。(詳細は割愛)

高効率給湯機の要件

- ① 電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)
JIS C 9220に定める年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上であること。
ただし、寒冷地(1・2・3地域)の場合は2.7以上であること。
- ② 潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)
エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。
- ③ 潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)
エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあつては93%以上)であること。
- ④ ガスエンジン給湯機(エコウィル)
ガス発電ユニットのJIS B 8122に定める発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。
- ⑤ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)
熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、電気式ヒートポンプの効率が中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が95%以上であること。

補助率・補助金額について

補助率及び補助金額

以下の補助率または補助金の上限額のいずれか低い金額とする。

対象製品	補助率	補助金の上限額
高性能建材 (ガラス・窓・断熱材)	補助対象費用の1/3以内	150万円/戸
蓄電システム	定額 5万円/kWh	補助対象費用の1/3 または50万円のいずれか の低い金額
高効率給湯器	補助対象費用の1/3以内	15万円

- ※ 補助対象費用の計算は、SIIが設定する「算定上限金額」と「見積書より算出した補助対象費用(費用明細書)」のいずれかの低い額を補助対象費用とする。
- ※ 集合住宅の全戸改修においても1戸あたりとする(例えば、集合住宅50戸を改修する場合は150万円/1戸×50戸が上限金額となる)。
- ※ 集合住宅の共用部である非住居部を改修する場合は、当該非住居部のロビー、集会所、管理人室等をあわせて、上限金額は150万円とする。
- ※ 高性能設備(蓄電システム、高効率給湯機)の導入・改修に係る補助金額の合計は、高性能建材を活用した改修に係る補助金額の合計以下とする。

申請区分について

申請区分

申請可能な対象製品および所有区分は以下の通り。

申請者※1	住宅区分	改修戸数	所有区分	対象製品の区別	
				高性能建材 (ガラス・窓・断熱材)※2	高性能設備 (蓄電システム・高効率給湯機)
個人の所有者 (転売物件を購入した 所有者も含む)	戸建住宅	1戸		○	○
	集合住宅 [分譲]	1戸	専有部	○	×
共用部※3			○※3		
管理組合等の 代表者※5・6	集合住宅 [分譲]	全戸	共用部※4	○※4	×
個人・法人の 所有者※6	戸建住宅 [賃貸・社宅等]	1戸		○	○
	集合住宅 [賃貸・社宅等]	1戸～全戸		○	×

※1 リース事業者等との共同申請を認める。ただし、原則、補助対象となる一連の工事全てがリース対象として一括で契約されていること。申請する住宅の所有権が複数名に存在する場合は、所有者全員の連名で申請すること。ただし、管理組合等の代表者が申請者の場合はこの限りではない。

※2 窓及び断熱材を改修する場合は、原則、外皮に接する部分のみ補助対象とする。真空断熱材等の特殊な材料、工法等を用いて断熱改修をする場合は、交付申請書を提出する前にSIIIに相談すること。

※3 当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められている場合のみ。

※4 管理規約等で共用部であることが確認できること。内窓・断熱材を用いて改修する場合は特に注意すること。
⇒所有区分が「共有部」のみであることから、専有部への工事となる内窓は対象外(4月1日確認)

※5 管理組合等の代表者は、対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会での承認決議を得ること。

※6 原則全住戸の改修と共に非住戸部の改修を行うことも可とする。ただし、非住戸部のみの改修は不可とする。非住戸部は、エントランス、ロビー、ゲートルーム、集会所、管理人室等をいう。

戸建住宅の改修について ①

戸建住宅の改修①

- ・表中の部位別組合せ番号で地域区分ごとに○及び「30%以上」「40%以上」「50%以上」「70%以上」「100%」と記載の組合せは、それぞれ記載の改修率を要件とし、一次エネルギー削減率の計算結果の提出を不要とする。
- ・1件の申請で**[外窓]・[内窓]・[ガラスの交換 Sグレード]・[ガラスの交換 Aグレード]**が混在する場合は、以下の優先順位で組合せ番号を適用すること。
[ガラスの交換 Aグレード] > [ガラスの交換 Sグレード] > [外窓・内窓]

断熱部位数	組合せ番号	天井	外壁	床	外窓・内窓	ガラスの交換 <small>(ガラス交換・カバー工法・建具交換)</small>		地域区分							
						Sグレード	Aグレード	1	2	3	4	5	6	7	8
						4部位	1-1	天井	外壁	床	外窓・内窓			○	○
	1-2	天井	外壁	床		Sグレード		○	○	○	○	○	○	○	50%以上
	1-3	天井	外壁	床			Aグレード	○	○	○	○	○	○	○	50%以上
3部位	2-1	天井	外壁		外窓・内窓			○	○	○	○	○	○	○	70%以上
	2-2	天井	外壁			Sグレード		○	○	○	○	○	○	○	70%以上
	2-3	天井	外壁				Aグレード	○	○	○	○	○	○	○	70%以上
	3	天井	外壁	床				○	○	○	○	○	○	○	100%
	4-1		外壁	床	外窓・内窓			○	○	30%以上	30%以上	30%以上	40%以上	40%以上	100%
	4-2		外壁	床		Sグレード		○	○	30%以上	30%以上	40%以上	40%以上	40%以上	
	4-3		外壁	床			Aグレード	○	○	30%以上	40%以上	40%以上	40%以上	40%以上	
5-1	天井		床	外窓・内窓			○	○	○	○	○	○	○	100%	
5-2	天井		床		Sグレード		○	○	○	○	○	○	○	100%	
5-3	天井		床			Aグレード	○	○	○	○	○	○	○	100%	

戸建住宅の改修について ②

戸建住宅の改修②

断熱部位数	組合せ番号	天井	外壁	床	外窓・内窓	ガラスの交換 (ガラス交換・カバー工法・建具交換)		地域区分							
						Sグレード	Aグレード	1	2	3	4	5	6	7	8
2部位	6	天井	外壁					○	○	○	○	○	○	○	100%
	7	天井		床				○	○	○	○	○	○	○	
	8-1	天井			外窓・内窓			○	○	○	○	○	○	○	個別の計算
	8-2	天井				Sグレード		○	○	○	○	○	○		
	8-3	天井					Aグレード		○	○	○	○	○		
	9-1		外壁		外窓・内窓			40%以上	40%以上	40%以上	50%以上	50%以上	50%以上		
	9-2		外壁			Sグレード		40%以上	40%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上		
	9-3		外壁				Aグレード	40%以上	40%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上		
	10		外壁	床				40%以上	40%以上	40%以上	40%以上	50%以上	50%以上		
	11-1			床	外窓・内窓			40%以上	40%以上	50%以上	50%以上	70%以上	70%以上		
	11-2			床		Sグレード		50%以上	50%以上	70%以上	70%以上	70%以上	100%		
11-3			床			Aグレード	50%以上	50%以上	70%以上	70%以上	100%	100%			
1部位	12	天井※1						○	○	○	○	○	○		
	13		外壁					70%以上	70%以上	70%以上	100%	100%	100%		
	14-1				外窓※2			100%	70%以上						

※ 組合せ番号12の天井1部位を改修する場合、熱伝導率(λ値)0.041W/(m・K)以下の対象製品による改修を行うこと。

※ 組合せ番号14-1の窓1部位を改修する場合は、外窓のみで改修を行うこと(内窓は不可とする)。

集合住宅の改修について ①

集合住宅の改修①

- ・窓全部の改修とする。
- ・改修はガラスの交換(ガラス交換、カバー工法、建具交換)による改修、内窓の取り付けとする。
- ・換気小窓、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等については改修を要件としない。ただし、対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象としてもよい。

部位	地域区分								
	1	2	3	4	5	6	7	8	
外窓・内窓 ガラスの交換	○	○	○	○	○	○			
	個別の計算								

- ※ 管理組合等が「内窓」を改修する場合は、当該部分が共用部であることが確認出来ること。
- ※ 窓及び断熱材を改修する場合は、原則、外皮に接する部分のみ補助対象とする。
真空断熱材等の特殊な材料、工法等を用いて断熱改修をする場合は、交付申請書を提出する前にSIIに相談すること。
- ※ 建物全体の屋根、外壁、床等の共用部の断熱材を改修する場合は、当該集合住宅の全一次エネルギー消費量の15%以上の削減が見込まれることを、申請時に個別のエネルギー削減計算書を添付し証明すること。

集合住宅の改修について ②

集合住宅の改修②

■集合住宅の上限単価表 一窓・ガラス単位面積当りー (単位:円/m²)

製品のグレード	ガラスの交換			外窓・内窓
	ガラス交換	カバー工法 ※2	建具交換 ※3	
A	56,000			36,000
S	68,000			

- ※ 内窓の場合は既存の額縁内法寸法、ガラス交換・カバー工法・建具交換の場合はガラス寸法で計算された面積をいう。
- ※ カバー工法とは、既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。
- ※ 建具交換とは、障子部分である「建具+ガラス」を一体として交換することをいう。

戸建住宅における上限単価表は、各組み合わせ番号毎に設定されています。
詳細は、SIIのホームページに掲載の「公募要領」をご確認ください。

<http://sii.or.jp/renovation27r/first.html>

その他 留意点

- 交付決定通知日以降に契約・工事着工すること。
- 省エネルギー税制との併用は各税務署の判断による。
地方自治体の補助金との併用は可。
- 補助対象費用は、材料・工事費等に本補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能等を有すると認められるものの**市場流通価格等を基準に算定**すること。
- 申請する既築住宅等に、既に取り付けてある建材が、**平成27年度補正予算 住宅省エネルギー省エネリノベーション促進事業費補助金に登録されている製品である場合、以下の条件を満たすことで、その部分の改修は要件としないこととする。**
以下の書類を全て提出すること(「交付申請書」提出の際に添付すること)。
 - ・ 建築士による証明書の原本
※ 本事業の登録製品名、登録型番と同一である旨を記載し、
建築士登録番号及び建築士の氏名、捺印をした 証明書(書式自由)。
 - ・ 建築士免許のコピー
 - ・ 該当建材の出荷証明書又は施工証明書等のコピー
 - ・ 該当建材のカタログのコピー
 - ・ 該当箇所を示した平面図・立面図のコピー
 - ・ 該当箇所の現況写真(窓、断熱材が分かること)

本補助金を活用いただき、AGCリグラス製品のご採用の程よろしくお願い致します！